福祉手当の制度が改正されます

このたび、福祉手当制度が改正され、四月一日から次のようになります。また、今まで受けていた人でも改めて、認定請求するようになりました。

改正内容

従前の福祉手当という名称から、特別障害者手当と、障害児福祉手当に分かれ、また今まで福祉手当を受けていた人の救済措置として、福祉手当（経過措置）の三つに分けられます。

○特別障害者手当

一、対象者

二十歳以上の人で、重複障害者であり、それぞれ障害程度が重度である人。

ただし、施設等に入所している人、病院又は診療所に継続して三月を超えて入院している人は除く。

二、手当額

月額　二万円

三、認定手続

市福祉事務所へ「特別障害者手当認定請求書」に関係書類を添えて提出して下さい。なお、改正前の福祉手当を受けている人も、認定請求書を提出しないと特別障害者手当を受けることができません。

○障害児福祉手当

一、対象者

重度の心身障害児（特別児童扶養手当一級受給者）

ただし、施設等に入所している人は除く。

二、手当額

月額　一万一、二五〇円

三、認定手続

市福祉事務所へ「障害児福祉手当認定請求書」に関係書類を添えて提出して下さい。なお、改正前の福祉手当を受けている人は、認定請求書を提出する必要はありません。

○福祉手当（経過措置）

一、対象者

今まで福祉手当を受けていた人で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、障害に関する年金を受けれない人。

二、手当額

月額　一万一、二五〇円

三、認定手続

市福祉事務所へ「特別障害者手当認定請求書」に関係書類を添えて提出して下さい。

※今度の改正で、今まで福祉手当を受けていた人でも、次に該当する人は新制度での福祉手当が受けれなくなります。

一、単独障害で、障害に関する年金を受けている人。

二、施設等に入所している人。

三、病院又は診療所に継続して三月を超えて入院している人。

問合せ　市福祉事務局厚生係（☎(43)1111内線277）

金田一春彦氏来市！

都留教育推進大会に、国語学者の金田一春彦氏をお迎えし、「日本語のすばらしさ」と題しての講演をいただきます。

金田一氏は、二月十二日に県民文化ホールで開催された山梨教育推進パネルディスカッションの席上、自作の新民謡「甲州峠唄」を発表するなど山梨をこよなく愛するひとの一人です。

講演は、三月六日(木)午後2時30分から文化会館で行われます。ぜひ、ご聴講下さい。

農地転用は許可を受けて

農地を転用（農地以外のものにすること）しようとする場合は、事前に申請をして農地法による許可を受けなければなりません。

転用には、自分の農地を自分で転用する場合（農地法第四条の規定によるもの）と自分以外の者の農地を借り受けたり、譲り受けたりして転用する場合（農地法第五条の規定によるもの）がありますが県知事の許可を受けないと、地目変更や所有権移転の登記ができないので、買ったはずだが名義がなおっていなかったとか後で困る場合があります。

許可を受けずに工事に着手すると、農地法の違反行為として取り扱われますのでこのようなことのないよう所定の手続きをした上で転用されるようお願いします。

△市役所農業委員会▽

☎(43)1111㈹278

地域改善対策啓発活動によせての講演会

国際連合総会において採択された世界人権宣言は、その第一条において、「すべての人間は生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたっております。

地域改善問題は、基本的人権の問題であり、国民一人ひとりにかかる重大な課題であります。

本市においても、この問題の早急かつ適切な解決にむかって努力しているところであります。

このたび、この問題のより一層の理解と認識を深めるため、講演会を開催いたします。

市民の皆様、多数のご参加をお待ちしております。

期日　3月7日(金)

時間　午後1時～3時30分

会場　市役所三階大会議室

講師　東洋大学法学部

教授　荒井　貢次郎氏

（栃木県同和対策審議会委員）